「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキンググループ　取りまとめ（案）のポイント

資料3

新たな森林管理システムと森林環境譲与税（仮称）の導入

1 「新たな森林管理システム」の概要

経営や管理が行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力ある林業経営者をつなぐ「新たな森林管理システム」を構築

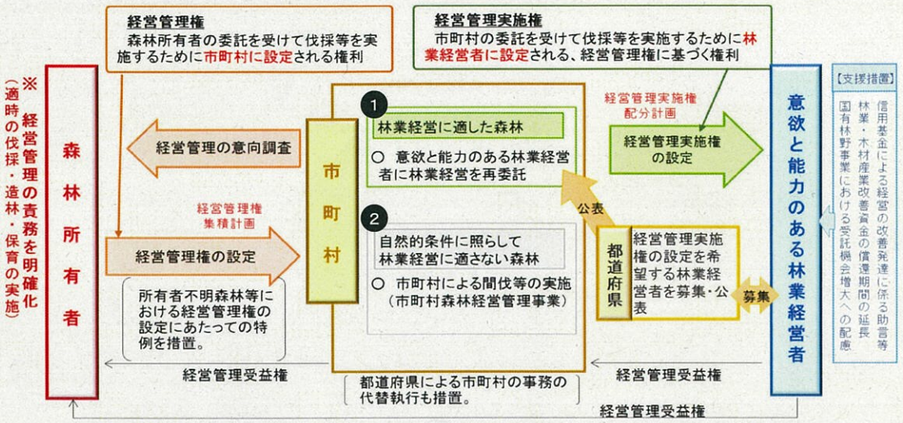

区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力ある林業経営者による経営管理	市町村が経営管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 ［針葉樹による育成単層林］	公益的機能の持続的な発揮 ［針広混交林等の複層林］
施業内容	・木材生産を目的にした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市町村が間伐等の施業を適期に実施
経営管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上（主伐後10年以上）の存続期間を確保	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用（林業経営者の利益を含む）を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない（市町村の費用の一部に充当）

2 森林環境譲与税の創設

新たな森林管理制度の創設と併せて、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設される。森林環境譲与税は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。

区分	基礎指標			①H31～譲与額（百万円）	②H34～譲与額（百万円）	③H37～譲与額（百万円）	④H41～譲与額（百万円）	⑤H45～譲与額（百万円）
	私有林人工林面積（ha）	林業就業者（人）	人口（人）					
市町村	248,462	2,673	2,098,804	494.2	741.3	1,050.1	1,359.0	1,667.8
県				123.5	185.3	185.3	185.3	185.3
市町村＋県				617.7	926.6	1,235.4	1,544.3	1,853.1

H30年度時点の基礎指標を用いた試算

新たな森林管理システムの導入に向けた市町村の体制の課題

新たな森林管理システムの実務を担う市町村では、約7割が兼務で林務行政を担当しており、多くの市町村で人員、専門的な技術・人員が不足している状況。

【市町村の体制（H30.4.1時点）】

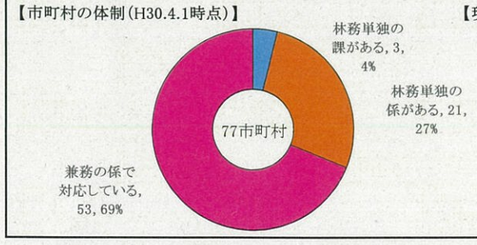

【現行体制の課題（H30.5月聞き取り調査）】

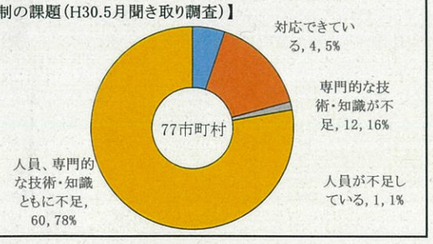

今後の対応

1 基本的な考え方

新たな国民負担を伴う形で創設される制度になることも踏まえ、全ての市町村で新たな森林管理システム（対象地の選定や意向調査のための所有者の特定などの準備を含む）に着手。ただし、意向調査等を通じて、森林所有者の管理意思のある場合は自ら管理を行うか、林業事業体による長期の経営受託（従来のスキーム）を優先。

【優先事項】

新たな森林管理システムによる森林整備を着実に進めていくためには、所有者の特定、境界の明確化などの条件整備が必須であり、当面はこうした条件整備を優先的に実施。

2 広域連携体制の構築

新たな森林管理システムの実務を担う市町村では、人員や専門的な人材が不足している状況にあり、現状の体制での対応が困難な状況である。

このため、新たな森林管理システムの効率的かつ効果的な運用を図るため、地域における広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行う。

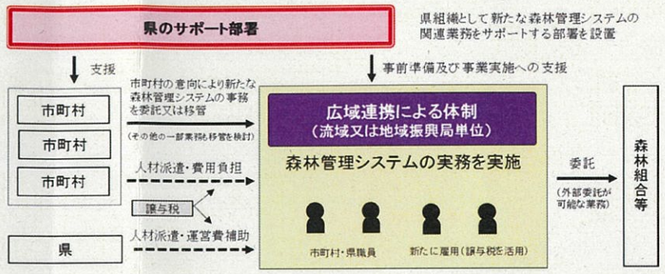

3 広域連携の方法

地域の実情に応じて市町村が主体的に広域連携の方法及び範囲を選択。

広域連携の効果を発揮できる体制としては、新たな森林管理システムの事務を市町村から広域連合に移管する方法が考えられるほか、いくつかの選択肢が考えられる。

選択肢の例示

（1） 広域連合
新たな森林管理システムの市町村の事務（権限）を移管して広域連合が意向調査や経営管理権の設定等を実施

（2） 関係者で新たな協議会を設置
新たな森林管理システムの業務を担う協議会を新たに設置し、意向調査や経営管理権の設定等の事務について、市町村からの受託又は関連団体と協調して業務を実施。将来的には法人化を検討。既存の団体で事務を担うことも可。

（3） 連携中枢都市圏、定住自立圏域等の活用
既存の連携中枢都市圏、定住自立圏域等の連携業務に新たな森林管理システム等の事務を追加し、連携中枢都市又は中心市が意向調査や経営管理権の設定等の補助業務を実施。

広域連携体制の費用負担の在り方については、それぞれの地域で検討

4 県の役割

新たな森林管理システム推進のための市町村への支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実施。
この他、森林情報基盤の整備や担い手育成といった広域的な対応が効果的な取組みを展開。

5 森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税については、新たな森林管理システムと併せて新設される制度であるため、制度創設の趣旨を踏まえ、基本的に新たな森林管理システムの運用に活用。

【考えられる活用例】
・対象森林の選定
・意向調査の実施（所有者の特定を含む）
・境界の明確化
・経営管理権が設定された森林の管理及び整備　等

6 森林環境譲与税と森林づくり県民税との役割分担

森林環境税の使途については、県への譲与分は県が、市町村への譲与分は市町村が、それぞれ説明責任を担うことになるため、新たに創設される税となることを踏まえ、森林づくり県民税などの既存事業と重複することのないよう、県・市町村が役割分担を明確にして事業を実施。
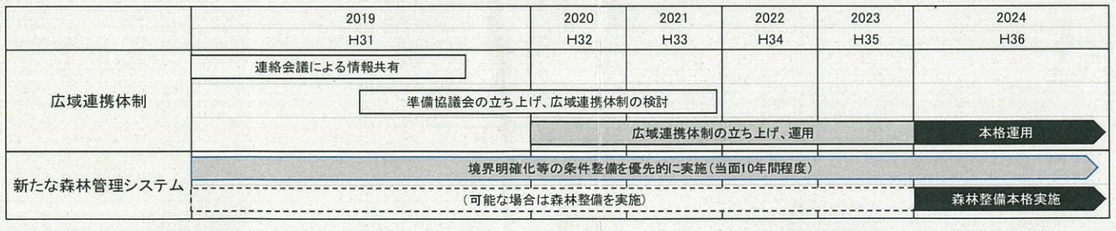
7 今後の予定